

つちはし事務所通信

9

September
2022



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2022年9月1日

重要改正
確定

令和4年度の地域別最低賃金の改定状況 正式に決定!

令和4年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。
発効年月日とともに、地域別最低賃金の額をご確認ください。

給与明細

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日 (2022年)	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日 (2022年)
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	889	920	31	10/2	滋賀	896	927	31	10/6
青森	822	853	31	10/5	京都	937	968	28	10/9
岩手	821	854	33	10/20	大阪	992	1023	31	10/1
宮城	853	883	30	10/1	兵庫	928	960	32	10/1
秋田	822	853	31	10/1	奈良	866	896	30	10/1
山形	822	854	32	10/6	和歌山	859	889	30	10/1
福島	828	858	30	10/6	鳥取	821	854	33	10/6
茨城	879	911	32	10/1	島根	824	857	33	10/5
栃木	882	913	31	10/1	岡山	862	892	30	10/1
群馬	865	895	30	10/8	広島	899	930	31	10/1
埼玉	956	987	31	10/1	山口	857	888	31	10/13
千葉	953	984	31	10/1	徳島	824	855	31	10/6
東京	1041	1072	31	10/1	香川	848	878	30	10/1
神奈川	1040	1071	31	10/1	愛媛	821	853	32	10/5
新潟	859	890	31	10/1	高知	820	853	33	10/9
富山	877	908	31	10/1	福岡	870	900	30	10/8
石川	861	891	30	10/8	佐賀	821	853	32	10/2
福井	858	888	30	10/2	長崎	821	853	32	10/8
山梨	866	898	32	10/20	熊本	821	853	32	10/1
長野	877	908	31	10/1	大分	822	854	32	10/5
岐阜	880	910	30	10/1	宮崎	821	853	32	10/6
静岡	913	944	31	10/5	鹿児島	821	853	32	10/6
愛知	955	986	31	10/1	沖縄	820	853	33	10/6
三重	902	933	31	10/1					

★時給以外の日給月給の方も週40時間労働の事業所であれば、皆勤手当や通勤手当、家族手当、残業代等を除き、約148,000円以上支払う必要があります。
お早めに対象者を把握し、契約内容の変更をお願いします。
分かりにくい点などございましたら、つちはし事務所までお問い合わせください。

最低賃金
〇〇〇円



令和4年10月から、常時100人を超え500人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、当該事業所では、これまで健康保険・厚生年金保険の被保険者でなかった短時間労働者のうち、

- ① 週所定労働時間20時間以上 ② 月額賃金8.8万円以上 ③ 学生でない ④ 2か月を超える雇用の見込み

などの要件を満たす者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。その対象となる事業所では、どのような手続きが必要となるのでしょうか？

.....更なる適用拡大の具体的内容②／規模要件に該当した企業における手続きは？.....

通常、特定適用事業所に該当した場合、日本年金機構の事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出る必要があります（健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります）。

↓ しかし新たな規模要件に該当し、施行日（令和4年10月1日）から特定適用事業所に該当する場合については、次のように取り扱うこととされています。

令和3年10月から令和4年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上100人を超えたことが確認できる場合は、日本年金機構において対象の適用事業所を特定適用事業所に該当したものとして扱い、対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当通知書」を送付するため、特定適用事業所該当届の届出は不要です（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対して通知書を送付します）。

なお、特定適用事業所となったことに伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、各適用事業所がその者に係る被保険者資格取得届を日本年金機構の事務センター等へ届け出る必要があります（健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者資格取得届については、健康保険組合へ届け出ることになります）。

★上記のように特定適用事業所に該当したことについては、手続きは不要です。逆にいえば、要件に該当していれば、手続きをしなくても、特定適用事業所として取り扱われることになります。

しかし、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合には、被保険者の資格取得に関する手続きが必要となります。不明な点などがあれば、気軽にお尋ねください。

あとがき◆つちはし事務所より

★最低賃金が今年は31円上がります。昨年の28円の引き上げを上回る引き上げで、この2年で約60円最低賃金が上がったこととなります。時給が60円上がるということは、週40時間働く正社員の場合、月の平均労働時間が約173時間ですので、60円×173時間＝10,380円 つまり2年間で約1万円以上の賃上げをしていないと、最低賃金の上昇に追いつかないという計算になります。アルバイトや臨時の人を含め、働く人全員が最低賃金以上となっているかどうか、今一度ご確認をお願いいたします。最低賃金法違反は、50万円以下の罰金を科せられる可能性がある所以要注意です。

★今年10月は色々な法改正の施行が予定されています。まず今年4月に引き続き「育児介護休業法の改正」。主な改正内容は、① 男性の産休ともいわれる「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設 ② 育児休業の分割取得が可能になる の2点ですが、それに伴い育児休業期間の社会保険料免除の仕組みも変更になりますし、雇用保険の育児休業給付金の制度も改正されます。事務担当者はお気を付けください。

★続いて10月に改正されるのが、今月も紹介している「社会保険の適用拡大」です。今までは500人超えの会社が対象だった「特定適用事業所」が10月からは100人超えの事業所も対象に。該当する法人は、10月1日からの社会保険新規適用者に対する準備をお忘れなく。

